

令和5年4月17日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 4 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 5 年 4 月 1 7 日 (月) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番	中元	茂雄	君	2 番	岡本	幸子	君
	3 番	鈴木	喜義	君	4 番	勝本	澄人	君
	5 番	大崎	正男	君	6 番	原田	淳一	君
	7 番	下土井	進	君	8 番	槇本	正男	君
	9 番	寺西	久美子	君	1 0 番	岩政	幸人	君
	1 1 番	吉弘	功	君	1 3 番	宮本	三雄	君

4 欠席委員 1 2 番 齋藤 貴之 君

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	後	昌之	君
事務局次長	中原	賢	君

6 記事ならびに議事録調整者

職	員	伊藤	義人	君
---	---	----	----	---

会議に付議した事項

- | | |
|---------|--|
| 議案第160号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第161号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第162号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第163号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第164号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農
用地利用集積等促進計画案の決定について |

第34回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第34回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、齋藤委員が忙しいので欠席ということで、13名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 次に会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、総会会議規則第16条の規定により、議長において榎本委員、寺西委員をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第160号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第160号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人（畑 245㎡）から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和5年4月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
（4条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積245㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に自己用住宅を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約300mの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、農地区分は都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

今、事務局の方から説明がございましたように、●●の自己用の住宅の建設でございまして、関係農業委員、それから事務局の方々と現地を確認いたしました。特別な問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番 議案第160号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第160号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第161号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

局長 後君

議案第161号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田 1, 681㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和5年4月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 311㎡です。
利用状況は休耕で、権利の種類は使用貸借権の設定です。
借人は、●●に在住する個人で、自己用住宅を建設するものです。
貸人は、借人の要望に応じて、貸し付けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ約200mの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 994㎡です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を譲り受け共同住宅及び駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約500mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 376㎡ です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を父より譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約400mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番につきまして、岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

今、事務局の方からご説明がありましたとおりでありまして、関係農業委員、また、最適化推進委員、事務局のご案内で調査いたしまして、現地の確認、また、審査基準等について審査した結果、特別問題ございませんし、適切な申請でございましたので皆さん方のご審議のほどお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番と2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号 3 番につきましては、勝本委員、お願いします。

7 番 勝本君 整理番号 3 番ですが、受人は現在●●でイチゴを作っているらしいです。今回、実家の隣に農家住宅を建てられてずっと営農されるということでございます。4 月 4 日に現地確認をいたしましたけれども問題ないというふうに思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 3 番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、整理番号 1 番から 3 番 議案第 1 6 1 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 6 1 号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 1 6 2 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員と下土井委員と岩政委員は議事に参与しないこととします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第 1 6 2 号 農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、この会の意見を求めます。
令和 5 年 4 月 1 7 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。
3 件、7 筆、1 0, 8 3 3 m²の新規の利用権の設定でございます。
以上の計画申出の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件

を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、議案第162号について審議をお願いいたします。

他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第162号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第162号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第163号を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第163号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和5年4月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君

それでは、農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。市長より、令和5年4月17日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

1件、2筆、4, 230㎡の計画で、2筆ともに新規です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第１６３号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１６３号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

次に、議案第１６４号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第１６４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
別紙調書のとおり農用地利用集積等促進計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和５年４月１７日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君

説明の前に、訂正をお願いいたします。
農用地利用配分計画一覧表(案)とありますが、農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画(配分)(案)と訂正をお願いいたします。
それでは説明します。
市長より、令和５年３月２２日付けで農用地利用集積等促進計画(配分)(案)の決定を求められています。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
なお、本計画案の決定後、議案第１６３号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

下土井委員。

7 番 下土井委員 文言の訂正があったのですが、4 5 3 号の修正があるのでしょうか。

伊藤君 基盤強化法の文言の修正なので、柳経農第 4 5 3 号の修正はありません。3 月付けできてますので、3 月 3 1 日までは旧法でいってますから、その訂正はありません。

議長 宮本君 他にはございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第 1 6 4 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 6 4 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前 9 時 3 5 分)